

市川地方卸売市場業務規程

株式会社市川市場

市川地方卸売市場業務規程

目 次

- 第 1 章 総 則 （第 1 条）
- 第 2 章 卸売市場の業務の方法（第 2 条－第 14 条）
- 第 3 章 取引参加者の遵守事項（第 15 条－第 27 条）
- 第 4 章 卸売の業務に係る物品の品質管理（28 条）
- 第 5 章 変更（29 条－第 30 条）
- 第 6 章 雑則（第 31 条－第 33 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務規程は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）に基づき、市川地方卸売市場（以下「市場」という。）の適正かつ健全な運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 卸売市場の業務の方法

第 1 節 総則

（開設者の責務）

第 2 条 開設者は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第 3 条 開設者は、市場において取り扱う主要な物品について毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において卸売価格については、高値、安値に区別するものとする。

（売買取引の方法）

第 4 条 卸売業者が市場において行う卸売は、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引、その他の売買取引の方法によらなければならない。

第2節 市場施設の使用契約等

(市場施設の使用契約)

第5条 開設者は、卸売業者及び仲卸業者、買受人（卸売業者から卸売を受ける者であつて仲卸業者以外の者をいう。以下同じ。）並びに関連事業者（以下「市場関係業者」という。）が使用する市場施設（市場内の土地、建物及びその他の施設で開設者が別に定める施設。以下同じ。）の位置、面積、使用期間、その他の使用条件を定め、使用契約を締結するものとする。

(保証金)

第6条 卸売業者及び仲卸業者、買受人組合並びに関連事業者は、市場施設の使用契約を締結した日から1か月以内に施行規則で定める保証金を、開設者に支払わなければならない。

2 卸売業者・仲卸業者・買受人組合・関連事業者が使用料その他市場に関して支払うべき金額の支払いを怠ったときは、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利に優先し保証金をこれに充てることができる。

(使用料等)

第7条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、施行規則の範囲内で定める額とする。この場合において、使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、土地使用料は、施行規則の範囲内で定める額により算出して得た額とする。

3 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で開設者が指定するものは、使用者の負担とする。

4 使用者は、使用の有無にかかわらず使用料を支払わなければならない。

5 月額による使用料は、使用期間が1月未満であるときは、日割計算による。

6 既納の使用料は、返還しない。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第8条 市場施設の使用者は、当該施設の用途、原状を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(補修弁済)

第9条 開設者は、故意又は過失により、市場施設を滅失し、又は損傷した者に対してその補修を命じ、又はこれに代わる費用の弁済を命ずることができる。

第3節 監督

(報告及び検査)

第10条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、その業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を求め、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件について検査するとともに、指導及び助言、是正を求め、その他の措置を取ることができる。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第11条 開設者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の条件の変更又は使用の制限、その他の必要な措置を命ずることができる。

(市場秩序の保持)

第12条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限、その他必要な措置をとることができる。

第4節 売買取引及び決済の方法

(決済の方法)

第13条 卸売市場における売買取引の支払期日及び支払方法は、第22条及び第25条の規定によるもののほか、取引参加者間で締結した支払期日及び支払方法によるものとする。

(買受人)

第14条 卸売業者は、買受人について名簿を作成し、開設者に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により届出のあった名簿に変更があったときは、開設者に届け出なければならない。

第3章 取引参加者の遵守事項

(売買取引の原則)

第15条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第16条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者若しくは買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の制限)

第17条 せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な値段が生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第18条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることのないよう努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第19条 卸売業者は、卸売予定数量のうち主要な品目ごとの数量を毎日開設者に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎日の売買取引ごとに卸売価格にあっては高値、安値に区分して速やかに開設者に報告しなければならない。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第20条 卸売業者は、次の各号に掲げる事項について、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第21条 卸売業者は、市場において取り扱う主要な物品について毎日の卸売予定数量並びに売買取引ごとに、卸売業者の卸売の数量及び価格を開設者が定める時までにインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。この場合において卸売価格については、高値、安値に区別するものとする。

- 2 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種別ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 20 条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（仕切及び送金）

第 2 2 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額等控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額等を含む）並びに差引仕切金額（以下、「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

- 2 前項の売買仕切金の送付は、現金、小切手、口座振込のいずれかによるものとする。

（委託手数料）

第 2 3 条 卸売業者が卸売のための販売委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、単価（せり売り若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。）と数量の積の合計額に 100 分の 10 以内の率を乗じて得た金額にその消費税額等を加えた金額とする。

- 2 卸売業者は、前項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示すること等により、委託者に周知しなければならない。

（出荷奨励金の交付）

第 2 4 条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

- 2 卸売業者は、前項の出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ交付してはならない。

（売買代金の支払期日）

第 2 5 条 取引参加者は、買受けた物品の買受代金を次の各号に定めるところにより支払わなければならない

（1）青果部

毎月 5 日、10 日、15 日、20 日、25 日、月末日にそれぞれの日の前々日までの買受代金の総額を支払う。

(2) 花き部

買い受けた物品の引渡しを受けると同時（卸売業者が買受人等と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に買い受けた物品の代金（消費税額及び地方消費税額を加えた金額）を支払う。

(3) 卸売業者との間で締結した売買契約書等に定めた支払期日がある場合には、その期日までに支払う。

(完納奨励金の交付)

第26条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を償還するため、買受人等に対して、卸売代金から消費税額等を加えた金額に100分の1以内の率を乗じて得た金額にその消費税額等を加えた金額を完納奨励金（消費税を含む。以下同じ。）として交付することができる。

2 前項の完納奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを行ってはならない。

(1) 当該完納奨励金の交付が、卸売業者に過当競争による弊害が生じるおそれがあるとき。

(2) 当該完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるとき。

3 第1項の規定により、完納奨励金を交付する場合には、他の買受人等に対して不当な差別的取扱いとなってはならない。

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)

第27条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（農林省令第52号。以下「省令」という。）別記様式第2号により事業報告を作成し、当該事業年度経過後90日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合算貸借対照表及び合算損益期計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えておかなければならない。

3 卸売業者は、当該事業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売事業者に対し卸売のための販売の委託又は販売する見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたとき

(3) 同一の者から短期的に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第4章 卸売の業務に係る物品の品質管理

(物品の品質管理の方法)

第28条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

第5章 変更

(業務規程の変更)

第29条 開設者は、次の事項に関して業務規程を変更しようとするときは、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴くものとする。

- (1) 開場の期日及び時間
- (2) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
- (3) 卸売の業務に係る品質管理の方法
- (4) 卸売の業務を行う者に関する事項
- (5) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

2 前項の規定により意見を聴くべき利害関係者の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名することにより行うこととする。

(変更後の周知)

第30条 開設者は、前条第1項各号に掲げる事項に関して、業務規程を変更したときは、速やかにその内容を関係者に周知するものとする。

第6章 雑則

(清潔の保持)

第31条 市場施設の使用者は、廃棄物の適切な処理等により常に市場施設の清潔を保持しなければならない。また、自己の商品、容器その他の物品を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。

- 2 使用者は、卸売場内において、自己の買受品の洗浄、解体、整形廃棄等の行為を行ってはならない。
- 3 使用者は、卸売場内において、自己保有の車両等を洗浄又は修理してはならない。

(運営協議会)

第32条 開設者は、市場の円滑な運営を図るため、市川地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会の設置において、委員は開設者が委嘱する。

3 前2項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、開設者が別に定める。

(委任)

第33条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この業務規程は、平成30年4月1日より施行する。

(施行期日)

2 この業務規程は、平成30年11月1日より施行する。

(施行期日)

3 この業務規程は、平成31年4月1日より施行する。

(施行期日)

4 この業務規程は、令和2年6月16日から施行する。

別表（第7条関係）

| 種別 | | 金額 |
|-------------|----|-------------|
| 卸売業者売場使用料 | | 規則で定める使用料の額 |
| 仲卸業者売場使用料 | | 規則で定める使用料の額 |
| 事務所使用料 | | 規則で定める使用料の額 |
| 低温庫使用料 | | 規則で定める使用料の額 |
| 倉庫使用料 | | 規則で定める使用料の額 |
| 関連店舗使用料 | 甲種 | 規則で定める使用料の額 |
| | 乙種 | 規則で定める使用料の額 |
| 会議室使用料 | | 規則で定める使用料の額 |
| 土地使用料 | | 規則で定める使用料の額 |
| 買受人組合事務所使用料 | | 規則で定める使用料の額 |
| 駐車場使用料 | | 規則で定める使用料の額 |